

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月17日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市専決第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月5日

高浜市長 杉 浦 康 憲

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 40,225円

(2) 相手方 市内在住者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和7年9月8日（月）

午後2時30分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市役所東交差点付近

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

市有自動車が、交差点付近にて左隣の車線へと変更を試みた際に、後方から直進してきた相手方自動車の右側後方と市有自動車の前方左側が接触し、相手方自動車右側後方及び市有自動車前方が破損した。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市80%、相手方20%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額50,281円のうち40,225円とし、相手方の負担する損害賠償の債務の額は、市の損害額112,625円のうち22,525円とする。

ウ 市及び相手方の負担する損害賠償の債務を相殺し、市が

受取人に対して 17,700 円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定める
もののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。